

【参 考】

例えば次の前提に基づき、速度超過防止用 A T S 等を設置する必要のある箇所の条件を試算すると以下のとおり。

また、この試算された条件をあてはめた場合に該当する曲線の箇所数は別紙のとおりとなる。

前 提

車 両： J R 西日本（軌間 1,067mm）
近 鉄（軌間 1,435mm）
乗車率： 1 0 0 %（定員乗車）

今回一つの例として設定したもの

試算された条件

軌間 1,067mm の場合（ J R、一部の民鉄）

曲 線 半 径	速 度 差
R = 4 0 0 m 未 満	2 0 km/h 以上
R = 4 0 0 m 以上	3 0 km/h 以上

軌間 1,435mm の場合（一部の民鉄）

曲 線 半 径	速 度 差
R = 2 0 0 m 未 満	3 0 km/h 以上
R = 2 0 0 m 以上	4 0 km/h 以上

速 度 差：曲線の制限速度と手前の直線の制限速度との差

なお、車両、乗車率の前提が変われば、条件である曲線半径、速度差も変わることから、6月30日までに提出される整備計画における箇所数は、変動する見込み。